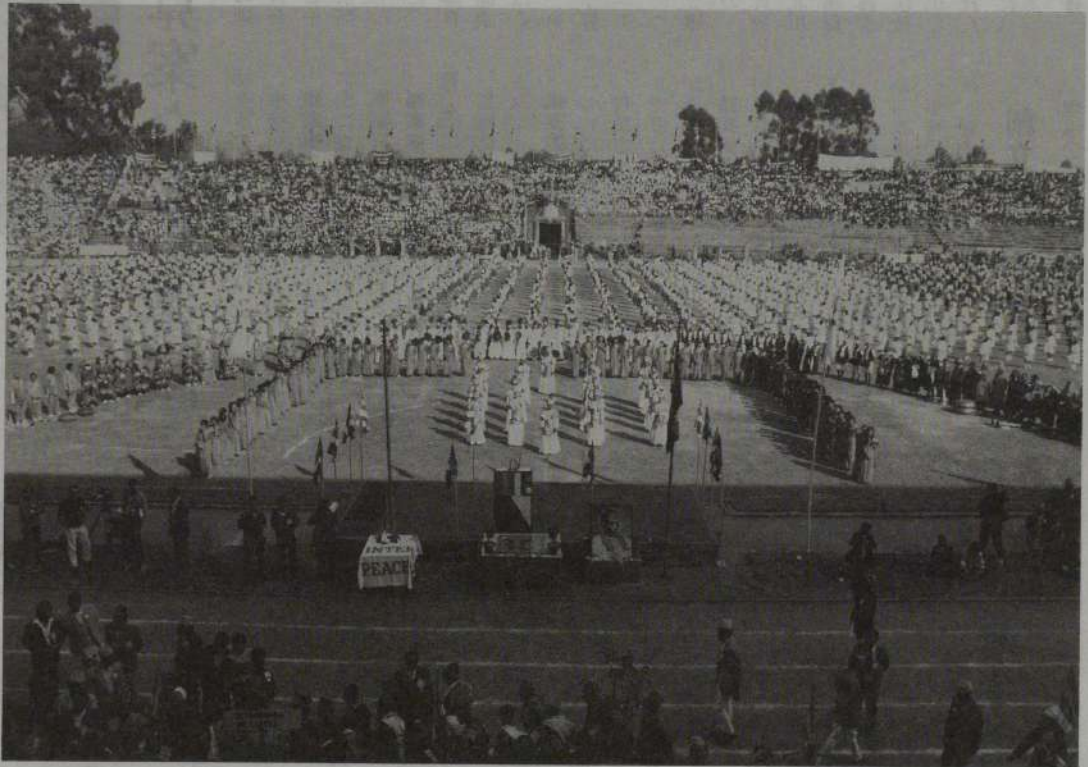


No. 326

全ヤ

3/62

第15回WFBネパール大会 (税務インタビュー)
ルンビニー視察報告 / 長谷川全仏顧問弁護士に聞く



第15回WFBネパール大会開会式 (関連記事4~6面)

全日本仏教会

全仏理事會・評議員會

事業計画で予算案などを審議



熱心に審議を続ける全仏の理事會・評議員會

本会定例の理

事會・評議員會

が、二月四日午

後一時から京都

グランドホテル

で開催された。

理事會・評議員

會の両會共通議

案については合

同で進行し、事

業計画案、予算

案、ルンビニー

復興問題等につ

いて、慎重な審

議が行われた。

まず評議員會

は、議長に北川

智城師、議事録

署名委員に藤音

晃祐、川井匡俊

の両師を選出し

て、上程された

議案の審議に入

った。

議案第一号

「理事異動の承

認を求める件」

事務局原案が承認された。

議案第二号「昭和六十二年度事業計画

(案)について意見を求める件」

原案賛成の意見が表明された。

議案第三号「昭和六十二年歳入歳出予

算(案)について意見を求める件」

質疑応答の後、原案賛成の意見が表明

された。

議案第四号「ルンビニー復興事業推進

について意見を求める件」

質疑応答の後、理事長から次の理事會

までさらに検討を進めたい、という見解

が表明された。

議案第五号「今後の政治への対応につ

いて意見を求める件」

質疑応答の後、事務局の説明を諒承す

る意見が表明された。

議案第六号「本会財団創立三〇周年記

念事業実施について意見を求める件」

事務局から提案された四つの事業につ

き、賛成意見が表明された。

創立記念事業の実施

理事會は、若槻修道理事長を議長に、高野一能、長谷川靈信の両師を議事録署

名委員に選んで審議に入った。

議案第一号「常務理事異動の承認を求

める件」

事務局原案が承認された。

議案第二号「昭和六十二年度事業計画

(案)の承認を求める件」

事務局原案が承認された。

議案第三号「昭和六十二年度歳入歳出

予算(案)の承認を求める件」

質疑応答の後、事務局原案が承認され

た。

議案第四号「ルンビニー復興事業推進

について意見を求める件」

質疑応答の後、理事長から次の理事會

までさらに検討を進めたい、という見解

が表明された。

議案第五号「今後の政治への対応につ

いて意見を求める件」

質疑応答の後、事務局の説明を諒承す

る意見が表明された。

議案第六号「信教の自由に関する委員

会規程の承認を求める件」

事務局原案が承認された。

議案第七号「本会財団創立三十周年記

念事業実施の承認を求める件」

事務局から提案された四つの事業につ

いて、実施することが承認された。

報告事項

- ① 比叡山宗教サミットについて
- ② 税務委員会報告
- ③ 同和委員会報告
- ④ 事務総局各部報告

資料に基づいて、それぞれの担当者から報告が行われた。

全仏常務理事会

ルンビニーなど三議案を審議



若槻理事長より上程。加藤ルンビニー復興委員会実行委員長、小田原総務部長が、ルンビニー現地視察を報告。杜多国際文化部長の説明の後、質疑応答が行われた。

議案第二号「昭和62年度予算案の大綱

について承認を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長が昭和62年度事業計画(案)を朗読。続いて石川財務部長が説明の後、原案通り承認。

議案第三号「宗教法人における税務対策と資産保全に関する制度推薦について意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長がこうした制度の必要性を説明。その後質疑応答が行なわれた。

木正博(山一証券コンサルタント室部長)、石川浩徳(全仏財務部長)の五氏。内容は、(一)税務調査を受けた時の心構えについて、(二)反面調査と権信徒との係わりについて、(三)支出科目の中の宗教法人と個人負担の区別について、(四)住職の給与額の設定(決定)について、(五)収益事業の範囲に係わる問題点について、(六)公益法人(宗教法人)に対する今後の課題傾向について、(七)宗教法人にとっての有利な資金運用について、の七項目。参加者はメモを取るなど、熱心に耳を傾けていた。続いて、山一証券コンサルタント室部長の高木正博氏により、「明日では遅すぎる今打つ手は何か」と題して講演が行われ、午後四時半に閉会した。

説明を受け審議を続ける常務理事会

昨年十二月十六日午後一時より、東京グランドホテルにおいて、全仏の常務理事会が開催された。

議長に若槻修道理事長、議事録署名委員に渡辺静波、古賀制二の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「ルンビニー復興計画推進について意見を求める件」

神奈川県宗教法人セミナー 200名が参加、税務に深い関心

神奈川県仏教会主催による「宗教法人セミナー」明日のために今打つ手は何か(後援・全日本仏教会、山一証券株式会社)が、去る一月二十六日午後一時より、横浜東急ホテルにおいて開催された。

当日、神奈川県内から集まった参加者は約二百名、税務の関心を反響してか大盛会となった。主催者側の神奈川県仏教会もこれほどの参加者が集まるとは予想できなかったという。



会場につめかけた参加者たち

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

第15回WFBネパール大会

二十七ヶ国、二百二十名が参集



WFB大会の開会式、歓声に迎えられ仏旗の入場



入場行進する日本代表団

世界仏教徒連盟（WFB）ネパールセンター（会長アムリクナンダ師）主催による第十五回世界仏教徒会議が、「ルンビニー・世界平和のシンボル」をテーマに、昨年十一月二十七日から十二月二日まで、ネパールの首都カトマンズにおいて開催された。世界二十七ヶ国より、WFB加盟六十一センター計約二百二十名が参集し、日本センターである全日本仏教会からは、来賓として阿部野竜正全仏会長（高野山真言宗管長）が、代表団としては小田原利仁全仏常務理事（曹洞宗総務部長）を首席に、加藤海晃ルンビニー復興日本仏教徒委員会実行委員長（日蓮宗宗務副総長）、野口善雄全仏事務総長、川島宏之全仏総務部長、小峰立丸全仏国際文化部長が参加した。

会場埋める五万の仏教徒

大会は二十七日午後二時の開会式からスタート。開会式の会場となったカトマンズ市内の競技場「ダシヤラス・スタジアム」は、ネパール各地より集った約五万人の仏教徒で埋め尽くされた。各国代表団は、それぞれのお国のプラカードを先頭にオリンピックの入場行進の如くスタジアム内を一周。スタンドより万雷の歓迎の拍手をうけた。WFB大会の開会式でこれほどの参加者が集まったのは史上初のことであろう。

ヘリコプターからスタジアムにルンビニーの華が散らされると、場内のムードはいよいよ高まり、色とりどりの衣装をまとった民族舞踊も観衆を魅了した。

開会式は、ビレンドウラネパール国王閣下をはじめ、中国仏教会の趙樸初氏、

ネパール大会へ中曽根 総理からのメッセージ

ネパール国のカトマンズにおいて、第十五回世界仏教徒会議が開催されるにあたり、心からの祝意を表します。戦後、日本はめざましい経済発展を遂げ、物質的に豊かになりましたが、それに伴い価値観の多様化した現在、益々精神文化の重要性が強調され、宗教に対する国民の関心も高まっております。さきの第四十回国連総会において、国際平和年とすることが採択され

たこの年に、世界仏教徒会議が釈尊生誕の地であるネパールにおいて開催されますことは大きな意味をもつものと思えます。

本大会が世界の平和と人類の幸福の達成に、意義深い役割を果たされることとでありましょう。本大会のご成功を心より祈念いたします。

昭和六十一年十一月二十七日
内閣総理大臣 中曽根康弘



全体会議に出席の日本代表

(a)全世界の仏教徒の大多数を代表する世界仏教徒連盟(WFB)の我らは、WFBの今日を基礎づけた我らの先人たちが不惜身命の努力を傾けて、仏陀の尊い御教えを弘め、その結果仏陀の奉仕と自己犠牲の精神が世界の人々と

(b)我らは静かで歴史あるネパール王国は「平和地域」でなくてはならないというヒンドゥウ王国の呼びかけがネパール政府ならびに国民の願いを反映していることに思いを致し、これに対し全面的な支持を与えることを明確に宣言するも

和と安定を促進する為に世界規模の努力を払い、すべての政治的、思想的そして人種的な障害を乗り越えるべきことを表明するものである。

(d)我らは全世界を網羅する仏教徒の組織として世界平和の永遠のシンボルであり、且つ又世界の仏教にとって仏教精神の中心であるルンビニーの開発促進の為、ルンビニートラストと共に協力し合うことを決議するものである。

(e)我らは仏教徒が少数者である世界のすべての国々の政府がその国に住む仏教徒に対し礼拝の自由と処遇の平等を認めるよう訴えるものである。

WFB大会

宣言文

彼等の政府を触発し影響を与えて長きに渡り仏教徒としての人生に導いて全世界をおおうことになり、人類に平和と調和をもたらした、その先人たちによって発表された宣言の精神を再びここに主張し確認するものである。

のである。従って我らは国連ならびに世界の国々がこの平和への願いを十分に尊重するよう緊急の注意を喚起すべくこの宣言を強く推しすすめるものである。

(c)更に我ら宗教組織としての世界仏教徒連盟は仏陀の御教えに従い、世界の平

バンチエンラマ氏らの顔もみえ、ルンビニー開発計画の最高機関であるルンビニートラスト(ルンビニー開発理事会)の委員長であり、ネパール国王の弟(第二王子)であるギャネンドゥラ殿下の大会開会の挨拶により幕を閉じた。

大会プログラムには、各センター代表者によるネパール国王への謁見、ギャネンドゥラ殿下主催レセプション、「平和の地域ネパールと世界平和」についてのシンポジウム等が盛り込まれ、カトマンズ市内は、期間中大会一色の様相を呈した。

二十八日の午前中に、トリブバン大学で行われた第一回全体会議の席上、全仏会長のメッセージが阿部野会長より読まれ、また中曽根内閣総理大臣のメッセージが小田原首席代表により代読され、この首相のメッセージは、三十日のカトマンズの新聞の一面に掲載された。

ネパールで開催された今大会の一番の特色は、テーマにもなっているルンビニー開発への世界の仏教徒の強い関心である。

大会中にルンビニー開発のためのいくつかの寄付が行われ、まずWFB本部より同本部が中心となって集めているマスタープランの中の中央友情橋建設のための資金の一部として十四万七千四百六十一ドル(約二千二百万円)が、ルンビニートラスト委員長ギャネンドゥラ殿下へ手渡された。

また二十九日には、アメリカルンビニー開発委員会常任理事のカール・スプリ

ンガー氏がギャネンドウラ殿下を謁見し、マスタープランの中の「ウ・タント平和センター」建設のための資金の一部として十萬ドル(約千五百万円)の小切手を手渡した。

また決議事項として、ルンビニー開発計画を推進すべく、ルンビニートラストに協力していくために、仏教徒のみの委員会(WFB・GRCCB)の結成が採択され、その構成メンバーについては、本年の四月までにWFB執行委員会にて検討していくことになった。

その他、WFBの年会費が七十五ドル

十一月二十九日、午前十一時十分カトマンズ発のロイヤルネパール航空でルンビニーへと向かった。メンバーは、小田原首席、野口全仏事務総長、川島全仏総務部長、小峰全仏国際文化部長。なお加藤実行委員長は都合により一日早く、全仏主催の旅行団と共にルンビニーへ向かっていた。

一行四人は、出発前の空港で立正大学前学長の中村瑞隆師と出会った。中村師は、カピラバストゥへ行く為、約三週間

より百ドルに、入会金が百ドルから二百ドルになった。これは、WFB本部の運営がその多くをタイ国政府の援助に頼っている現状を考える時、WFBの財政的

基盤の確立こそ急務であることを各加盟センターが痛感したためで、大会期間中に多くのセンターからWFB本部の財政担当者に、運営援助金が渡された。

来る第十六回大会の開催国については決定をみなかったが、会議は六日間にわたり大会宣言の採択など予定を滞りなく消化し、各国代表は平和の地ネパールを後にした。

ルンビニーの現地を視察

赤々ともる「平和の灯」

前よりカトマンズに滞在していたとのこと。その後の行動を共にすることになった。

バイラワ空港よりルンビニーへ向かうまでの道路は約八割が舗装済み。空港よりルンビニーまでの所要時間は年々短くなってきているようである。一行はルンビニー到着後、現地のルンビニー開発委員会事務所のサンカチェ氏の案内によりジープに乗って約三時間視察した。

現地の様子をとりまとめて報告する。

WFBについて

WFB(世界仏教徒連盟)は、昭和二十五年、スリランカの首都コロomboにおいて、当時のセイロン大学教授マラセーケラ博士の呼びかけによって設立された。その年コロomboで第一回WFB大会を開催。以来、二、三年毎に世界の仏教事情の研究及び組織と活動の点検、親善交流の場として大会を開催してきた。ネパールでの大会は、

昭和三十一年の第四回大会に続き、二度目のことである。

今大会のテーマ「ルンビニー・世界平和のシンボル」は、第四十回国連總會にて一九八六年を「国際平和年」と提唱したこと、平和の主旨者である釈尊の御誕生の地として自ら「平和地域」であることを宣言し、WFBをはじめ世界の国々の支持を受けてきたネパールにおいて大会が開催されることにちなんでいる。

たものであり、二ヶ所ともかなり水量は豊富である。

☆インド政府による文化センター、霊友会による図書館は、基礎工事のくいうちが完了している。

☆一九八六年の国際平和年に、「平和の地域」であるネパールを象徴する「平和の灯」が、中央運河の手前に完成。赤々と灯をともしていた。

☆中央友情橋は、長さ八十六メートル、幅十六メートルで総工費七十六万八千ドル(約一億二千万円)の予定であるが、まだ工事は始まっていない。

☆ネパールを訪れた中国仏教会の代表団は、僧院地区に中国の堂宇を建立することをこのたびネパール政府に約束。

☆法華クラブは、一九八六年十一月、ルンビニーにおけるホテル建設の為、ルンビニートラストと借地契約を行った。

翌日三十日は大雨。午前十一時頃より

ルンビニー開発委員会の事務所にて、現地駐在のミシュラー氏よりルンビニーに於ける過去の考古学調査の報告及び、現地説明等を聞いた。その後午後三時発の飛行機にてカトマンズへと戻った。二日間という短い期間の視察であったが、たしかに工事等の進行状況は、二年

前と比べると、スリランカの巡拝者宿泊施設など、少しずつではあるが進んでいるようである。かつてネパール側のルンビニー開発計画の窓口であったロク・ダールシャン氏が委員長であったルンビニー開発委員会が解散。その後ギヤネンドウラ殿下を委員長とする新しいルンビニー

トラストがその政策の最高決定機関にな

基礎工事を終わったスリランカの巡拝者宿泊施設

ったわけだが、従来までの計画が見直され、状況においては部分的ではあっても、計画の変更がなされる可能性があることを考慮に入れると、全仏の掲げる四つの事業をもう一度腰をすえて再検討する必要があるようにも思える。しかしともあれ、なんといっても世界的なこの計画を成就する為には「ルンビニートラスト」がしっかりと機能していかなくてはならないのである。そのため



中央運河の手前に完成、灯をともした「平和の灯」



こんこんとふき出す掘り井戸

外務省にて、ルンビニートラストの事務局長であるシルワル氏と、今後のルンビニートラストのルンビニー計画についての方針等について会談を行っている。

「ルンビニーにおける考古学調査、および僧院地区における堂宇の建設についてネパール側としてはどのような方針をお持ちですか？」という加藤実行委員長の質問に対し、シルワル氏は、「現在考古学調査については、ネパールの五名の考

には今回の第十五回 WFB 大会にて決議された、ルンビニー計画へ協力する仏教徒だけによる世界的な委員会「WFB・GRCB」がルンビニートラストに対していかに力になることができるか、これが当計画が仏教徒のための意義ある開発計画として成功するための大きなキーポイントになると考えられる。ところで、全仏代表団は、ルンビニーを訪れる前にカトマンズのネパール政府

昭和62年3月1日

全仏創立三十周年記念

タイ国巡拝ツアー

五泊六日奮ってご参加下さい

つた好企画であるといえる。
なお、ツアー参加者は、エメラルド寺院等で行なわれる予定の祝賀行事に出席できる。ツアーの日程等は次のとおり。

旅行期日 昭和62年5月9日(土)～14日(木)

旅行代金 一三八、〇〇〇円

募集人員 百名(最少催行人員30名)

募集締切日 昭和62年4月10日

(但し、満員になり次第〆切)

準備され、さらに、タイの皇太子殿下と日本の常陸宮殿下による両国相互親善訪問も予定されているといわれる。このように、今年には日本、タイ両国での相互の関心は急速に高まると考えられ、その意味からも、このツアーは大変時局にかな

お申し込み、お問い合わせは、全日本仏教会国際文化部まで。
電話 〇三(四三七) 九二七五

古学者等による委員会にてその方針についてレポートを作成中である。そのレポートが十二月中にはルンビニートラストの方へ提出される予定である。トラストとしてはそれを見た上で最終的な政策を決定したい。決定次第、日本にもすぐ連絡する。また僧院地区における規則、方針も十二月中に決定する予定である。ルンビニートラストは、ルンビニー開発計画の政策の最終的な決定機関である。」と回答した。

カトマンズにもどった一行は、駐ネパール・日本大使館の菊池一等書記官に会い、ルンビニー計画について意見を聞いた。

「ルンビニーに世界的に貴重な文化財があれば、ユネスコも政府も、発掘および出土品の保存のための援助ができるであろう。日本政府は、文化無償協力として協力をすることができ、これにはネパール政府よりの要請が必要である。人材派遣については、青年海外協力隊に協力を求めることができるであろう。ルンビニール県の開発については、既にUNDP、日本政府等も取り組んでいる。」と菊池書記官は述べた。

こうして、忙しいスケジュールを無事こなし代表団一行は、十二月一日、阿部野会長を団長とする総勢三十九名の全仏親善旅行団(WFBネパール大会に参加し、ルンビニーを参拝)の待つ、バンコクへと向かった。

(国際文化部次長 小峰)

財団法人全日本仏教会では、「全日本仏教会財団創立30周年記念・タイ国王御生誕60年祝賀ツアー」という五泊六日のタイ国巡拝ツアーを企画し、広く参加者を募ることになった。

本年は、タイの国王プミポン陛下の御生誕60年。その祝賀行事への公式招待状が全日本仏教会に届いたが、おりしも全日本仏教会は今年が財団創立30年にあたり、様々な記念事業を計画中であった。そこで今回、この御縁を大切にして、記念事業のひとつとして、多くの仏教徒とともに祝賀行事に参加、仏教聖地を巡拝し、あわせて両国仏教徒の友好親善の増進をはかろうと、このツアーが企画されたものである。

周知のとおり、タイは仏教国であり、日本の仏教徒にとっては、アジアの中でも格別親愛の情を抱く国である。特に今年には、タイと日本の国交が始まってからちょうど百年目、日・タイ修好宣言調印百周年」の記念イベントが両国で

日次	月日(曜)	地名	現地時刻	交通機関	日 程
1	5/9 (土)	東京発 バンコク着 (大阪発) (バンコク着)	12:15 17:10 (11:10) (17:20)	TG641 (TG621)	空路バンコクへ 着後ホテルへ (バンコック・プレジデントホテル泊)
2	5/10 (日)	バンコク滞在			行事参加・市内観光 全員で夕食会 (バンコック・プレジデントホテル泊)
3	5/11 (月)	バンコク滞在			行事参加・市内観光(水上マーケット等) 午後から自由行動 午後からオプショナルツアーへ出発 1. バタヤ2泊3日コース 10,000円 「ロイヤル・クリフホテル泊、朝食付」 2. チェンマイ2泊3日コース 35,000円 「オーキッド・チェンマイホテル泊、三食付 行きタイ航空利用、帰りTH(タイ航空国内線)利用」 (バンコック泊)
4	5/12 (火)	バンコク滞在			自由行動 (バンコック・プレジデントホテル泊)
5	5/13 (水)	バンコク滞在			自由行動 サヨナラパーティ (バンコック・プレジデントホテル泊)
6	5/14 (木)	バンコク発 東京着 (バンコク発) (大阪着)	11:15 19:00 (10:40) (19:55)	TG640 (TG620)	空路帰国の途へ 通関後、解散

全仏同和委員に委嘱されて一年半になる。皆勤とはいかないが、できるかぎり同和委員会に出席し、同和研修会も第四回（永平寺）第五回（本願寺）第六回（知恩院）と、三回参加し勉強させていただいた。全仏加盟教団の、同和問題への取り組みのアウトラインと問題点が、おぼろげにわかってきたところである。不勉強ながら、のろろとしてではあるが、同和推進の努力をつづけたいと思う。

① 日蓮宗では、同和推進にあたって、教義・経典など歴史的文献に対する今日的再検討は、われわれ宗門人自身の主体性と社会的責任において取り組む。

② あくまで教団の主体性と自立性を堅持しながら、宗教的活動の分野から部落差別解消に努力する。

この原則を立て、これに従って動いている。この原則については、各宗派の方にも、ご理解ご同意いただけたらと思っている。

しかし現在、外に発表できる、目に見えた取り組みの報告ができないのが残念ではあるが、内部での研究や討論は、それなりに進めてきている。いずれ同和推進委員会を組織し、教団内に

同和推進の徹底をはかる体制をつくることに、いっそうの努力をつづけたい。

現在、全仏同和研修会では「業論」が検討され、深められている。

本来、仏教における業思想は、人間は生まれによって固定的に善悪尊卑があるのではなく、行為によって善悪の結果が生ずる、仏道修行の善業善因によって成仏の善果が得られるとの転悪成善の思想である。

ところが、これを結果論的に三世に配し、誤った宿命論で、現世の苦しい

団にその残滓はないか、検討反省しなければならぬことは、いうまでもない。しかし、そのあやまちをくりかえすまいと戒心するあまりに、「善因善果悪因悪果」「三世因果」「因果応報」などの言葉を使うまいと、すべて否定することは、「あつものにこりて、なますを吹く」ことになってしまふ。

仏教の縁起の法というものは、一方向への時間の流れの中で因↓果という因果関係を分析するよりは、「これあるによりて、かれあり」という相依相関の存在の構造を見るのが主であると思う

同和推進のために

業論を考えながら

新聞 智照 (日蓮宗現代宗教研究所顧問)

被差別の境遇は前世の業の結果であるから、どうしようもないのだ、あきらめなさい、仏教に帰依することによって来世の救いを求めなさい、と説いて、差別を助長してきた側面が、日本近世の布教の歴史の中にあつたのではない

か、が問題提起されている。自分個人はそのような説き方をしたことはないという人でも、仏教教団全体の歴史の中で、このような布教があつた事実は認めねばならないし、自教

が、それでも、大乘仏教経典は、時間の流れに即して因縁を説くことを重視している、と私は受け取っている。

勝義諦からいえば、「今本時の娑婆世界は……(日蓮聖人)で、今現在の瞬間、ここにこの私が仏と共同体である、本覚の成仏を説くわけにはあるが、↓方便の導きとしては、時に応じ機に応じ、過現未三世にわたる善悪の因果応報を論ずる必要もできてくる。その場合の問題点を二三考えたい。

一つは「何が善悪か」である。世俗の規準による善悪でなく、仏法を規準とする善悪である。王家貴族に生まれることが善果なのではなく、被差別の家に生まれたのが悪果なのではない。法華経寿量品に

悪業の因縁を以て、阿僧祇劫を過ぐれども、三宝のみ名を聞かず……とあるが、仏法に出会わない、仏道に入ることができない境遇が悪果といえよう。いわれなき差別をする行為(身口意に)が悪業悪因なのであって、差別をなくしていこうとする努力は善業といわねばならない。

二つには、前生は一つでなく久遠劫にわたるといふことである。前世の一つの行為Aが現在の結果Bになっているという、そんな単純な、そこだけ切りとつての因果関係を恣意的に推定することは、つつしまねばならない。また、過去の業の果報はすでに現われきつていては、いま快適な立場にいる人も、ひよつとすると、これから顕現してくる大悪果報があるかもしれない、つまるところ、過去の業を具体的に云々することは、かえって教化のさまたげにならう。

日蓮聖人は、自分にふりかかる苦難を、過去世の謗法の罪業が、今生の法華経の修行に誘い出されて滅しつづけるのだ、と観じられた。深い宗教的懺悔の中でこそ、三世の因果は見られなければならない。

税務インタビュー

長谷川正浩全仏顧問弁護士に聞く



長谷川正浩顧問弁護士

税務調査が年々厳しくなっているが、その現状はどうなのか、また昨年話題を集めた席貸問題はどういうような結着があったのか、これらの税務に関する問題を、長谷川正浩全仏顧問弁護士に石川全仏財務部長がインタビューを行なった。今回は法律相談をお休みして、特別記事としてこの模様を掲載する。(文責社会部)

都会では二回目の税務調査

石川 宗教法人への税務調査が年々厳しくなっています。たとえば、個々の寺院への立ち入り調査、あるいは書面での調査ですね。先生も相談をお受けになることが多いと思いますが、その立場からみて、現状はどのようなのか、また税務署としての調査の目的はどこにあるのか、まずその点からお話いただき

たいのですが。長谷川 全国的に調査には幅があるようです。首都圏や大阪、名古屋などの大会、それと地方では、若干様子が違います。地方では、まだまだ調査の入りやすいところもありますし、せいせい「お尋ねの文書」、あるいは年末調整の文書を送るだけで、積極的にはなにもしない

というところもあるようです。しかし地方でも大きなお寺では、増差といって、申告されていない税額が把握できるところには調査が入っているようですね。大都会においては、昭和56年を境にして調査が始まったわけですが、そろそろ一巡しまして、二回目の調査が始まったところもあります。二回目の調査というのは、一回目の結果がどの程度改善されているかというのを確認するという意味ですね。それと一回目では収入のものが主たる調査であったわけですが二回目では損金の調査ですね。つまりお寺本来の活動の損金として、適切でないものが損金としてあげられていると、よくするに個人的に使ったものを損金に挙げているのではないかとというような観点からの調査です。まあ、二回目はきめが細かくなった調査といえます。

石川 二回目の調査が、都会などでおこなわれてきつたということですが、そういった中で、いままでも課税対象にならなかったものにも課税しようとする動きがありますね。いわゆる席貸問題ですが、長谷川 そうですね。税務調査ということで、これも全般的な特徴のひとつと思

席貸問題は一応決着

えるのですが、つまり新しい課税関係がおこる時に、新しい課税関係との境目が不明確なためにトラブルが起きてしまっていますね。席貸問題というのはその典型的なものといえます。これまでお堂を、遊興、飲食等に供する席貸しか収益事業にならなかったのが、昭和59年から、その枠がはずされ、それ以外も席貸業になる場合が増えてきました。席貸業にならないのは、檀信徒に貸す場合だけで、他宗派に貸した場合それは席貸になるのではないかと余地を残してしまつた。まあ、御承知の通り、端を発したのは岐阜県仏教会の管内の事務所がお葬儀にお堂を貸している場合、それに課税することを強く主張しまして、これに対して岐阜県仏教会の税理士さんが非常に強く反発され、この問題がクローズアップされ、全仏に持ち込まれたわけですね。

石川 ええ、それが持ち込まれたのは昭和61年の5月ですね。全仏にはそれらの窓口として、税務委員会がありますが、対象になった御寺院の方に集まっていただけお話を伺うなど、協議を重ねたわけですが、最終的に全仏と国税庁との話し合いになりました。昨年7月にその件について国税庁に全仏としての申し入れをしたと、まあ先生にもその時には、おい

てちょっとお話いただきたいのですが。
 長谷川 国税庁もお忙しいようで結論がでるのにかなり時間がかかりましたが、結果的には、税務委員会の御努力によって我々の要望（別掲参照）が認められ、全日本仏教会側の税法の解釈について国税庁も理解を示したと、そのようにい



長谷川弁護士と聞き手の石川全仏財務部長

税庁と全日本仏教会で解決をしたいという意向であり、その解決は、全仏の申し入れにそった形で解決されるだろうとそういうふうには思っています。
 ですから、これから全仏としては、国税庁への要望事項と、これについて国税庁側が一応理解を示したということ、各宗派、仏教会を通じて、

末端の寺院にまで知らせる必要がありますね。

石川 そうですね。それと同時に、今後席貸問題でトラブルが起きた場合は、とにかく全日本仏教会の方に御連絡をいただきたいと、こういうことでいいわけですね。

石川 ところで、席貸問題が一応の決着をみたわけですが、これからはなにかと課税対象が広がってくる、ということはいまありませんか。

長谷川 まあ時期が時期ですからね。いろいろな方向からの課税対象が広がるという恐れはありますね。そのひとつは、収益事業の税率の問題。中小企業なみにするという議論がいつもでてくる。二番目には、席貸業が昭和59年度から加えられたということに象徴されるような収益事業の範囲の拡大。それからもうひとつは、金融収益に対する課税の問題ですね。これまで、この三つが大

きな議論の柱になっておりましたけれど、今回新たにでてきた問題が売上税です。宗教法人が営む事業にこの売上税がかかるか、かからないかという問題が新たに発生したということです。

売上税への危惧

石川 今後、この売上税というものが、宗教法人へどういう形で影響してくるのか、大変大きな問題ですね。今回、お守り、おみくじ、お札に売上税をかけようとする動向があり、心配していたわけですが、まあ、一応それはまぬがれたと。しかし、これからどうなるかわかりませんからね。

長谷川 宗教法人本来の活動にかかる取

席貸問題に関する国税庁への要望事項

（課税しない場合）

- 一、施主が異教徒でない場合は課税しない。
 - 二、異教徒であっても
 - (一) 当該寺院の本尊ないし仏堂内の仏菩薩を勧請する場合
 - (二) 主宰する僧侶が当該寺院の本尊に対し、一定の儀礼的行為を為す場合
 - (三) 当該寺院の僧侶が葬儀に出仕する場合
- は、課税しない。

※異教徒の範囲

- 神統、神社神統、キリスト教系、回教系、新宗教、新々宗教（全仏加盟宗派以外）

（課税する場合）

- 一、収益については低額的使用料のみ、その余の燈明料、御菓子料、布施、養銭は含まない。
- 二、損金について収入按分（減価償却費、宗費、その他）

入が売上税の対象になるということになり、ますと、この売上税に対する調査、税務調査を介して、宗教法人本来の活動に国家が介入する余地を残すことになり、ますからね。信教の自由、政教分離を守るという立場からは非常に問題があると、こういうことは言えると思いますね。

石川 今後、この動向については、我々は目を離さないで注目していかなければならぬ、それなりの対応を充分考えておかなければならないと、こういう段階なんですね。決まってからじゃ遅いですからね。

本日はお忙しいところありがとうございます。二月十三日・長谷川事務所にて

昭和62年3月1日

全仏新年懇親会



全仏新年懇親会が、去る二月四日午後四時半より、京都グランドホテルにおいて開催された。

当日の京都は雪もよう。それにもかかわらず、阿部野竜正全仏会長、全仏副会長諸師をはじめ、諸宗派、県仏、諸団体より総勢百余名が参集、大盛会となった。齋藤社会部長の司会で、会も和やかに進み、自由民主党を代表して来賓として駆けつけてくれた奥田幹生衆議院議員（写真）も会を大いに盛りあげてくれた。今話題の人、天台座主山田恵諦老師も出席。取材にきたNHKテレビのライトを浴びながら、比叡山宗教サミットについて、その支援を強く訴えた。

訂正 前号、全日本仏教会の賀詞広告において、常務理事の高藤法雄師を誤って「高橋」と掲載いたしました。ここに訂正するとともに、つつしんでお詫び申し上げます。

『事務局録事』

（一月）

- 八日 局内会議
- 十四日 埼玉県佛教会新年会出席
- 二十日 自由民主党大会出席
- 二十一日 局内会議
- 二十四日 宗教サミット運営委員会出席
- 二十六日 神奈川宗教法人セミナー
- 同宗連研修会参加
- 二十七日 税務委員会
- 二十八日 局内会議
- ルンビニー総務部会
- 基本法連続講座出席
- 二十九日 神奈川県仏新年会出席
- 三十日 全日仏婦修正会出席
- （二月）
- 四日 理事・評議員会
- 新年懇親会
- 七日 タバ氏と会合
- 十日 同和委員会
- 十六日 日宗連理事会
- 十七日 局内会議
- 十八日 包管研
- 二十三日 国際協力会パーティー出席
- 長岡宗教法人セミナー
- 二十五日 部落解放連続講座出席
- 二十六日 上杉佐一郎出版記念の集い出席
- 二十八日 第一回人権啓発研究集会出席

昭和六十二年三月一日発行
三月号 第三二六号

発行人 野口善雄 発行所

財団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七一四
電話〇三（四三七）九二七五



株式情報生中継
わが家で証券取引！



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用できません。)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料全無料)

☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一證券でもお問合わせ・お申込みを承ります。お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン
SUN-LINE

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)